

帯 広 市

ごみステーションの設置の手引き (共同住宅)

この手引きは、共同住宅の所有者及び建築主が設置するごみステーションについて、必要な基準を定めることで、良好な居住環境及び円滑なごみ収集作業を確保することを目的として作成しています。



帯広市都市環境部環境室清掃事業課

令和 7 年 10 月発行

1 ごみステーションの設置手続きについて

(1) 対象となる共同住宅

4戸以上の共同住宅、長屋等が対象です。

(2) 事前協議・共同住宅ごみステーション設置計画書等の届け出

共同住宅を建築する場合は、建築確認申請又は計画通知の前に次の手順により手続きを行ってください。

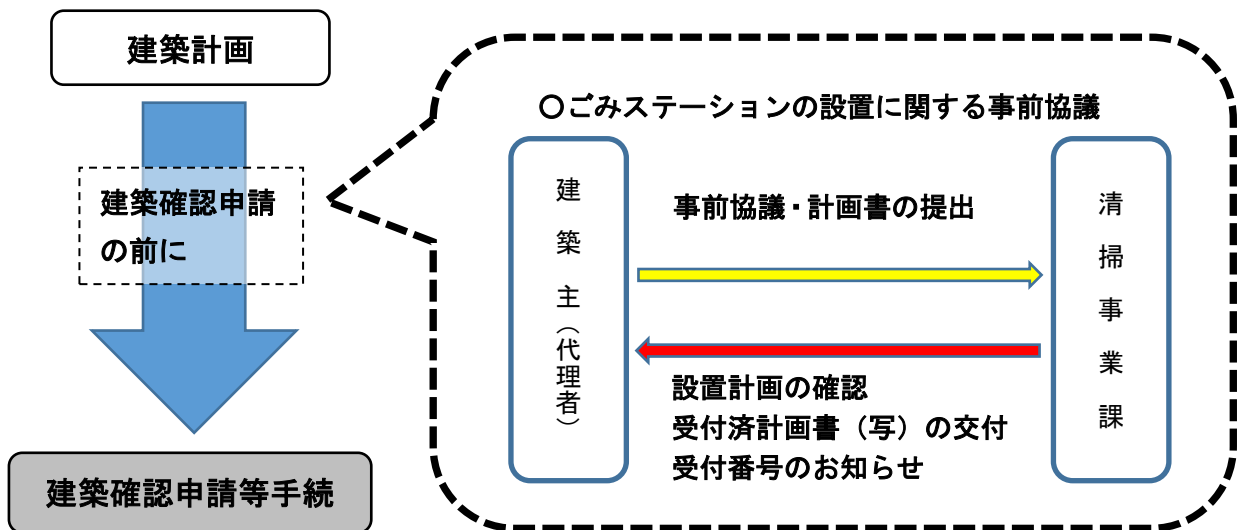
- ① ごみステーションを設置する場所がある程度決まりましたら、届出をする前にごみステーションの場所、設備等について近隣住民に説明してください。
- ② 建築確認申請手続き前に「共同住宅ごみステーション設置計画書（新築）」（様式第1号）と次の添付書類を清掃事業課に提出し、事前協議してください。

【添付書類】付近見取図・配置図（敷地平面図に建築物及びごみステーション位置を記載したもの）

※帯広市のホームページから各書類をダウンロードできます。

（トップページ→市民の方 暮らし・行政→くらし・手続き→ごみ・リサイクル→お知らせ→ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱）
各書類をEメール、FAXで提出し、事前協議することもできます。

- ③ 清掃事業課では、提出された計画書等の記載内容を確認し、適正と認めた場合に受付番号をお知らせします。



※既存の共同住宅についても新たに専用ごみステーションを設置しようとする場合は、「共同住宅ごみステーション設置計画書（既存）」（様式第2号）と付近見取図・配置図を添付して、清掃事業課に提出し、事前協議してください。

(3) ごみ収集の申込み

ごみ収集を開始する2週間前までに「共同住宅ごみ収集申込書兼管理責任者通知書」（様式第3号）に必要事項を記入し、提出してください。

2 ごみステーションの設置基準について

(1) 基本事項について

- ① 1棟につき1か所のごみステーションを敷地内に設置してください。
- ② 隣接する敷地に共同住宅がある場合、いずれかの敷地内にまとめて1か所のごみステーションを設置することができます。
また、所有者が違う場合であっても双方の合意があれば同様とします。
- ③ ごみステーション以外の用途と併用しないでください。
- ④ 大型ごみの排出場所は、ごみステーションとは別に確保してください。

(2) 設置場所について

- ① ごみ収集車が、共同住宅の敷地内に進入せずに収集することができる、道路に接する場所に設置してください。ただし、次の場所には設置しないでください。
見通しの悪いカーブした道路ごみ収集車が通行できない道路・急勾配の道路
方向転換できない袋路状道路
- ② ごみ収集車が道路交通法に抵触せず安全に作業をするために、交差点・横断歩道付近等の場所は避けてください。
- ③ 収集作業に支障となる駐車が見込まれる場所や敷地の奥まった場所には設置することはできません。

(3) 構造について

- ① 形態、構造については、ごみ飛散防止・衛生保持等に配慮され、耐久性のある物にしてください。(ボックス型が望ましい)

具体例



- 固定式の箱型ごみステーションは、敷地内に設置してください。歩道や公道上には設置できません。

- ② 収集作業を安全かつスムーズに行える構造と形状にしてください。
- ③ 容積は1住戸につき概ね60リットル以上を基本としてください。
※例 4戸で240リットル(0.24立方メートル)
- ④ 扉は、収集作業に支障がない構造で、開けた時に敷地から出ないようにしてください。
また、収集日当日の朝から収集が終わるまでの間は、施錠しないでください。

3 ごみステーションの管理について

○共同住宅の所有者及び管理者の方は、次のとおりごみステーションを管理してください。

- (1) ごみの排出日時、排出場所、分別方法、ごみの保管場所等を居住者に周知するとともに、違反する居住者については直接指導を行ってください。
- (2) 汚れたままのごみステーションは、見た目や衛生上よくありません。
入居者の方がごみ・資源の排出を適正に行わない場合は、所有者・管理者が適正に処理をしてください。
- (3) 入居者が退去する時には、適正にごみが処理されているかごみステーションを確認してください。
- (4) ごみステーションの変更等については、2週間前までに清掃事業課と協議が必要です。
また、不適切な場所にごみステーションを移動されるとごみ収集が実施できなくなることもあります。事前に連絡の上、必ず市と協議して頂くようお願いします。
- (5) 降雪時はごみステーション及び周辺の除雪をお願いします。
- (6) ごみステーション所有者及び管理者等に変更があった時は「ごみステーション管理者等変更通知書」(様式第4号)により報告してください。

お問合せ先

帯広市都市環境部環境室清掃事業課 指導係

〒080-2464

住所 帯広市西24条北4丁目1番地

TEL 0155-37-2311

FAX 0155-37-2313

Eメール clean@city.obihiro.hokkaido.jp

URL <https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kurashi/gomi/>



ごみ・リサイクルの
ホームページ